



令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	販路開拓支援事業補助金		
事務事業名称	販路開拓支援事業	事務事業コード	3411-1
所管	経済部	商工振興課	工業振興・産業立地推進係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 27 年度(経過年数 8 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 年度
目的	市内企業が持つ独自の技術や製品及び企業の存在を市内外に広く知ってもらうことで、受注機会の創出・拡大を図る。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	商工業者が展示会等の出展に要する経費の30%以内(上限:国内10万円、国外45万円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人	
	名称(個人は除く)	展示会等に出展を行う企業等		
指標設定	設定の考え方	補助対象となる展示会等への出展件数(国内7件・海外3件(上限合計205万円))	目標値	10件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	2 件	
決算額(予算額)	90,945 円	156,388 円	2,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	90,945 円	156,388 円
指標	目標値 (単位)	10 件	10 件
	実績値 (単位)	2 件	2 件
	達成率	20.0 %	20.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	国内外の展示会等に出展する企業があるものの、年度によってはばらつきがある。令和2年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、令和4年度においても展示会自体が中止や縮小開催となるなど実績が大幅に減少した。
	有効性	△		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で展示会自体が中止や縮小開催となり、目標値に達しなかったが、目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。</li> <li>・継続的に市内企業の受注機会の創出・拡大を図る必要がある、特に新型コロナウイルス感染症拡大の影響により企業のPR機会が減少していることから、補助制度の周知を図り、積極的な活用を促していく必要がある。</li> </ul>

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

### 【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤市内企業が持つ独自の技術や製品、また企業自身の存在を市内外に広く知ってもい受注機会の創出・拡大を図るためには継続的な取り組みが必要であることから、終期を定めていない。  
 ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久市ものづくり支援事業補助金		
事務事業名称	工業振興事業	事務事業コード	3411-1
所管	経済	部	商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市ものづくり支援事業補助金交付要綱		法令種別	要綱	
始期	平成 22 年度(経過年数 13 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 7 年度	
目的	新製品及び新技術の開発促進により、地域における産業育成及び発展に資するため				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	市内に事業所を有し共同開発の主体となる中小企業者の共同開発に要する経費(専門家のアドバイスを受けるための謝金、新製品の開発に直接使用する原材料費、機械装置費、工具器具費等)の50%以内。上限500万円(医療機関等との共同開発の場合は上限600万円)				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
名称(個人は除く)		マイクロコントロールシステムズ(株)、(株)カウベルエンジニアリング等			
指標設定	設定の考え方	交付対象事業の中で製品化に至った件数。単年では製品開発は難しいため同一事業で最長3年間申請を可としている点及び最終的に製品開発に至らないケースもある点並びにこれまでの製品化実績(2.7件/年)を踏まえ、目標を設定する。		目標値	2件
	指標が数値でない場合の評価方法	-			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	3 件	2 件	
決算額(予算額)	12,905,000 円	9,744,000 円	21,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	12,905,000 円	9,744,000 円
指標	目標値 (単位)	2 件	2 件
	実績値 (単位)	3 件	2 件
	達成率	150.0 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	製品開発件数の実績値は、R3・R4ともに達成率が100%以上となっていることから本補助金のニーズが高いと考えられる。また、企業の新製品等開発や促進に寄与しており、一定の効果が認められる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果が認められるため、当面の間、現行どおり継続する。なお、終期が到来するまでに検証を行い、効果的な制度内容にしていく。

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	×
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

### 【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑪補助事業の実施に直接必要な会議事務費や専ら補助事業に従事する者に係る人件費は、他の補助対象経費同様補助対象事業実施(新製品等開発)のために必要不可欠な経費とみなし、補助対象経費に含んでいるが、人件費については際限なく補助対象経費が広がるのを防ぐため、補助対象経費の30%以内に制限している。

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	経営・技術強化支援事業補助金		
事務事業名称	工業振興事業	事務事業コード	3411-1
所管	経済	部	商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 17 年度(経過年数 17 年)	終期設定	(有・ <b>無</b> )	終期 令和 年度
目的	商工業者の技能養成のため			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	商工業者の技能養成のために行う事業に要する経費の50%以内。予算の範囲で交付。			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	佐久市工場協会		
指標設定	設定の考え方	過去3年間(R2・R3・R4)の実績値の平均値(30人)より設定	目標値	30人
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

### 3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	1 件	1 件	/	
決算額(予算額)	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	200,000 円	200,000 円	200,000 円
指標	目標値 (単位)	40 人	40 人	30 人
	実績値 (単位)	33 人	23 人	/
	達成率	82.5 %	57.5 %	/
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	従業者の技能養成や人材育成は常に重要であることから必要である。目標値には達しなかったが、新型コロナウイルス感染症が拡大していた状況でありながら、一定の人数が参加しており、ニーズも高く、市内企業の技能養成に寄与している。
	有効性	△		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。



## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

### 【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤従業者の技能養成及び人材育成は、時代の流れや人員の入れ替わりに応じて常に求められるものであるが、中小企業が独自で実施することは難しく、そのための費用負担も中小企業には大きな負担となることから、本補助金の交付は継続して必要であると考え、補助金の終期については定めていないところである。  
 ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	佐久産業支援センター地域産業ブランディング支援事業補助金		
事務事業名称	地域産業ブランディング支援事業	事務事業コード	3411-2
所管	経済	部 商工振興	課 工業振興・産業立地推進 係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	国県等連携補助金(上乗せなし)	種別	-	
根拠法令等名称	佐久産業支援センター地域産業ブランディング支援事業補助金交付要綱	法令種別	要綱	
始期	令和 3 年度(経過年数 2 年)	終期設定	(有・無)	終期 令和 5 年度
目的	企業や地域の情報を魅力的かつ効果的に発信することで、地域産業のビジネスマッチングとリクルーティングを促進し、地域産業の活性化及び基盤の強化を促進するとともに、シビックプライドの醸成につなげる。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	補助対象経費の4分の3以内 限度額1年目1,400万円以内・2年目1,000万円以内・3年目1,000万円以内			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの)		<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体		<input type="checkbox"/> 個人	
名称(個人は除く)		一般社団法人佐久産業支援センター		
指標設定	設定の考え方	UIJターンによる地元企業の就職者数(PR動画制作企業20社)	目標値	20件
	指標が数値でない場合の評価方法	-		

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	1 件	
決算額(予算額)	14,000,000 円	10,000,000 円	10,000,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	7,000,000 円	5,000,000 円
	一般財源	7,000,000 円	5,000,000 円
指標	目標値 (単位)	20 件	20 件
	実績値 (単位)	20 件	20 件
	達成率	100.0 %	100.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等
	有効性	○	
<p>これまで伝えきれていなかった地元企業の魅力を紹介するため、本事業によるPR動画制作などにより、企業PRやビジネスマッチング、リクルーティングに活用し、経営基盤強化及び就職に繋がるUIJターンを促すことで、市内生産年齢人口増加につなげるために必要である。 本事業によるPR動画制作企業からは、企業ホームページ、リクルーティングイベント、SNSなどにより積極的な活用事例が見られるため有効であり、今後、効果を検証していきたい。</p>			

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	・補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。



佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	-
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	-
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	-
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	-
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、-：該当なし

【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

--

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	工場等用地取得・設置事業補助金		
事務事業名称	工場等用地取得・設置事業	事務事業コード	3413-2
所管	経済	部	商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)		
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則	
始期	平成 19 年度(経過年数 16 年)	終期設定	(有・ <b>無</b> )	終期 令和 年度	
目的	企業の立地に対する用地取得と設備投資に対する支援(補助)により、市内の工業振興や市民の雇用促進及び地域経済の活性化を図る。				
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	工場等用地取得事業:企業に対し用地取得費用の10%~50%補助 工場等設置事業:建物や償却資産の投資に対し、投資額5億円以上の場合、固定資産税相当額を2年~5年間補助、市内企業で5億円未満の場合、取得費の5%補助				
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)				
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人				
	名称(個人は除く)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所			
指標設定	設定の考え方	工場の設置等に伴い補助金の交付を受けた企業が雇用した佐久市民の人数。目標値は大企業の立地1件、中小企業の立地3件、市内企業の設備投資10件を想定し、それぞれの雇用要件の2倍の人数とした。(10人×1件)+(5人×3件)+(1人×10件)の2倍		目標値	70人
	指標が数値でない場合の評価方法				

### 3 補助金等の実績(Do)

年度		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数		13 件	10 件	
決算額(予算額)		227,653,000 円	187,195,000 円	70,053,000 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	227,653,000 円	187,195,000 円	70,053,000 円
指標	目標値 (単位)	70 人	70 人	70 人
	実績値 (単位)	55 人	60 人	
	達成率	78.5 %	85.7 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	企業誘致を行ううえで、優遇施策(補助金)は大変重要な一つの要素である。本補助制度は、これまでに立地した企業からの評価も高く、また、新たに市民雇用することを要件としていることから、市の財源確保や雇用創出にも寄与している。引き続き、他自治体の補助制度等を分析し、社会情勢と企業ニーズに即した補助制度への転換を検討する必要がある。
	有効性	○		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果があるものの、少子高齢化や感染症、さらに国際的な社会情勢等の影響により、時代の潮流や企業ニーズの変化が見られる。県や企業等からの情報収集などにより、時代に即した補助制度とするため手法を見直すとともに、具体的な終期を定める。

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	○
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

### 【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤企業立地は、経営状況や社会情勢などの要因が大きく影響するため、ニーズや社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを実施しており、終期を設定していない。ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

## 令和5年度 補助金等評価シート

### 1 基本情報

補助金等名称	企業立地雇用支援事業補助金		
事務事業名称	企業立地雇用支援事業	事務事業コード	3413-2
所管	経済	部	商工振興 課 工業振興・産業立地推進 係

### 2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 22 年度(経過年数 13 年)	終期設定	(有・ <b>無</b> )	終期 令和 年度
目的	大規模な雇用を計画する企業に対し、雇用分野に特化した補助制度を設けることで立地意欲を促し、地域経済の活性化及び雇用の創出に効果的な企業誘致を行う。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	企業の用地取得を伴う立地の際に、市内新規雇用者を一定以上雇用した場合は、対象雇用者数×40万円(移住者の場合、対象雇用者数×80万円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所		
指標設定	設定の考え方	用地取得に伴う大規模立地を行う企業による佐久市民の新規雇用者数		目標値 30人
	指標が数値でない場合の評価方法			

### 3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
交付件数	1 件	0 件	
決算額(予算額)	7,800,000 円	0 円	0 円
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円
	一般財源	7,800,000 円	0 円
指標	目標値 (単位)	30 人	0 人
	実績値 (単位)	30 人	0 人
	達成率	100.0 %	0.0 %
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する		

### 4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	企業誘致を行う上で、優遇施策(補助金)は大変重要な一つの要素である。本補助制度は、これまでに立地した企業からの評価も高く、また、新たに市民雇用することを要件としていることから、市の財源確保や雇用創出にも寄与している。引き続き、他自治体の補助制度等を分析し、社会情勢と企業ニーズに即した補助制度への転換を検討する必要がある。
	有効性	○		

### 5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	手法等の見直し
今後の取組方針	目的を達成するための施策の一つとして、一定の効果があるものの、少子高齢化や感染症、さらに国際的な社会情勢等の影響により、時代の潮流や企業ニーズの変化が見られる。県や企業等からの情報収集などにより、時代に即した補助制度とするため手法を見直すとともに、具体的な終期を定める。

## 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	×
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア)当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ)団体等の会計処理及び使途が適切であること。 (ウ)団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ)受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ)市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○

※確認欄 ○：適合、×：不適合、—：該当なし

### 【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】

⑤企業立地は、経営状況や社会情勢などの要因が大きく影響するため、ニーズや社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを実施しており、終期を設定していない。ただし、補助金の効果検証や見直しの機会とするため、5年以内(市単独補助終期)を目途に終期を定めるとともに、ニーズ調査を行い、成果が得られるように制度のあり方についての見直しを行う。

⑧少子高齢化が進む中、働く世代の希望をかなえ、選ばれるまちを目指すために、受け皿となる「働く場所」の創出が必要となるなかで、雇用の成果そのものに対する補助とすることで、多くの雇用を必要とする企業を呼び込むための補助制度としている。



令和5年度 補助金等評価シート

1 基本情報

補助金等名称	工場等活用事業補助金		
事務事業名称	空き工場等活用事業	事務事業コード	3413-2
所管	経済部	商工振興課	工業振興・産業立地推進係

2 補助金等の概要(Plan)

区分	市単独補助金(施策推進型補助金)	種別	事業費補助金(奨励的補助金)	
根拠法令等名称	佐久市商工業振興条例施行規則		法令種別	規則
始期	平成 26 年度 (経過年数 9 年)	終期設定	(有)・無	終期 令和 6 年度
目的	市内空き工場の活用を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図る。			
制度概要(補助対象経費、補助率、上限額等)	工場等として賃借する場合:賃借料の30%を3年間補助(上限10万円/月) サテライトオフィスとして賃借する場合:賃借料の30%を3年間補助(上限3万円/月) テレワーク施設を整備する場合:整備費用の相当額(限度額150万円)			
交付対象者、団体	<input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっているもの) <input type="checkbox"/> 特定団体(市が事務局となっていないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/> 不特定団体 <input type="checkbox"/> 個人			
	名称(個人は除く)	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所又はテレワーク実施者		
指標設定	設定の考え方	感染症の影響により、テレワークなど場所を選ばない働き方が推進され相談等は増加傾向であるが、空き工場等の環境と企業ニーズの合致は単純ではないため、過去の実績をもとに目標値を設定		目標値 4件
	指標が数値でない場合の評価方法			

3 補助金等の実績(Do)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
交付件数	4 件	5 件		
決算額(予算額)	1,548,000 円	1,264,000 円	1,260,000 円	
財源内訳	特定財源(国・県等支出金)	0 円	0 円	0 円
	一般財源	1,548,000 円	1,264,000 円	1,260,000 円
指標	目標値 (単位)	4 件	4 件	4 件
	実績値 (単位)	5 件	5 件	
	達成率	125.0 %	125.0 %	
	指標が非数値の場合の達成度、または上記以外に特筆すべき成果があれば記入する			

4 補助金等の評価(Check)

評価欄	必要性	○	左記の理由、課題等	感染症の影響により、テレワークなど場所を選ばない働き方が推進され相談等は増加傾向である。サテライトオフィス等を誘致することは移住者や関係人口を増加させることも期待できる。企業が求める空き工場の規模は多様であることから、多くの物件情報の収集が必要となる。 事業の早期実施化、初期投資の軽減化を図る企業にとって空き工場の活用は有効な方法であり、遊休施設の活用や雇用の創出にも繋がる。
	有効性	○		

5 今後の方向性(Action)

今後の方向性	現行どおり
今後の取組方針	空き工場等の情報収集を行うとともに、広く制度の周知を行う。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークが推進され場所を選ばない働き方が受容されてきたことに伴い、移住者や関係人口創出のためテレワークの環境づくりを進めていく必要があることから継続して行っていく。 なお、終期が到来するまでに検証を行い、効果的な制度内容にしていく。



### 佐久市補助金等交付基準適合チェックシート

番号	項目	確認欄
①	補助金の交付が公益上必要であり、その効果が広く市民に行きわたるものであるか。	○
②	補助金の交付に際し、具体的な費用対効果が見込まれるものか。	○
③	補助金の目的が、総合計画その他各種計画における方針及び社会経済情勢に合致しているか。	○
④	補助金の交付に際し要綱等の根拠となる規定があるか。	○
⑤	補助金の効果検証や見直しの機会とするため、終期が定められているか。	○
⑥	団体育成運営補助金の場合、補助事業者の決算における繰越金又は余剰金の額が補助額の2分の1未満となっているか。	—
⑦	国県等連携補助金の場合、制度上規定されているもの以上に上乗せしていないか。	—
⑧	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助額が補助対象経費の2分の1以下となっているか。	×
⑨	団体育成運営補助金の場合、補助額が補助対象団体の運営費から自主財源を除いた額を限度額としているか。	—
⑩	補助対象経費に、交際費、慶弔費、懇親会費等の直接公益的な事業に結びつかない経費や社会通念上公費で賄うことが相応しくない経費が含まれていないか。	○
⑪	事業費補助金及び市民提案型共同事業補助金の場合、補助対象経費に、人件費、会議費、事務費及び施設管理費等の本来団体等が自己財源でまかなうことが適当な経費が含まれていないか。	○
⑫	補助金の交付対象が団体である場合、下記の事項に当てはまるか。 (ア) 当該事業の支出に係る根拠が明確で、法令等に抵触していないこと。 (イ) 団体等の会計処理及び用途が適切であること。 (ウ) 団体等の事業活動の内容が当該団体の活動目的と合致していること。 (エ) 受益者負担の水準が適切であり、自主財源の確保に努めていること。 (オ) 市職員が団体等の事務局事務を行っていないこと。(ただし、市が市以外の団体等と協働による事業実施のために設置する実行委員会形式のものを除く)	○
※確認欄 ○：適合、 ×：不適合、 —：該当なし		
【不適合となった項目がある場合、その理由と今後の対応方針】		
⑧補助対象経費の相当額(上限150万円)を補助しているものについては、終期(令和6年度末までに着手するものに限ること)を定めることにより集中的な施策として位置付けている。		